

保険会社会計に関する論点

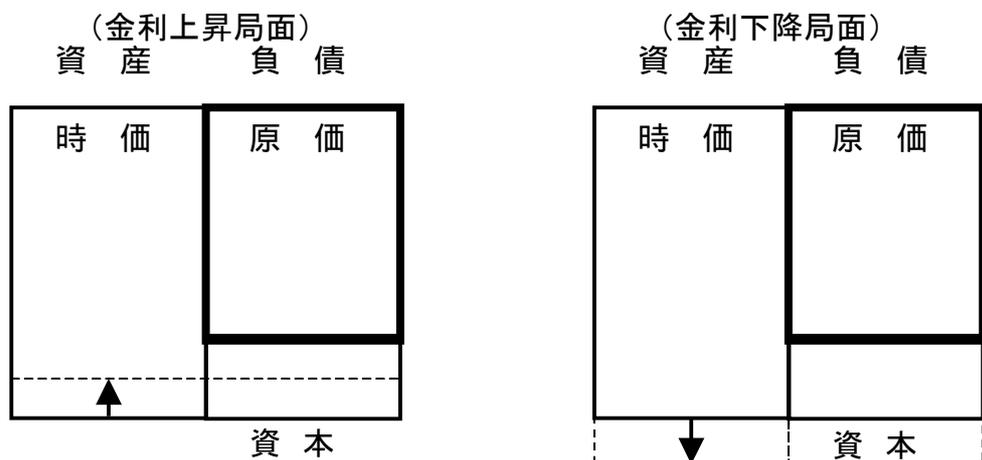
① 保険会社の資産・負債構造の特殊性

- i 負債の大宗を責任準備金が占める。責任準備金は、長期の保険契約に基づく将来の債務の履行のために積み立てられるもの。契約時に固定された予定利率に基づき計算される。
- ii 負債の長期性に対応して、資産面でも長期の運用(債券保有)の割合が高い。資産・負債のデュレーション・マッチング(期間対応)が図られていれば、金利変動リスクは回避されることが考えられる。

	[資産] 債券価格	[負債] 将来の債務履行に本来必要な額
金利上昇	減少	減少
金利下降	増加	増加

② 一般企業への適用を前提とした金融商品の時価評価の基準をそのまま適用した場合の会計処理

負債が時価評価されない一方で、資産(債券)のみが時価評価され、資本の額が変動する。資産・負債のデュレーション・マッチングが図られ、金利変動リスクが回避されていると考えられる場合においても、財務諸表上、それが適切に反映されない、との指摘がある。



③ 6月に公表された金融審議会第2部会報告書では、以上の問題点への対応策として、以下の3つの選択肢を提示した。

1. 保険会社にも「金融商品の時価評価」を原則通り導入。同時に、財務諸表の利用者に対して、保険会社の財務構造に照らして注意すべき点があることについて周知を図る。
2. 従来の評価方法を継続(原価法又は低価法)
3. 金融商品の時価評価を導入した上で、長期の負債の金利変動リスクを減殺する効果に関する「明確な規準」の策定を前提に、
 - ① 当該規準に該当する債券については、新たに設ける区分に分類して償却原価法による評価を認める。
 - ② 当該規準に該当する債券については、時価評価をした上で、評価差額を資本の部に計上するのではなく、資産又は負債の部に計上して繰り延べる。

(注) いずれにしても、時価に関する情報は、注記等の形で開示。

(参考)金融商品の会計基準の概要(企業会計審議会意見書(平成11年1月))

	金融商品の属性	評価基準	評価差額の取扱い
有 価 証 券	売買目的有価証券	時価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原価	
	その他有価証券	時価	資本の部に直接計上

(注1) 保険会社の保有する債券の多くは「その他有価証券」に分類されると見込まれる。

(注2) 実施時期

- (1) 金融商品に係る会計基準は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施。
- (2) 「その他有価証券」の時価評価については、平成13年4月1日以降開始する事業年度から実施。ただし、平成12年4月1日以後開始する事業年度から行うことも妨げない。